

区民文教委員会 行政調査報告書

1 調査期間

平成24年10月1日（月）から10月3日（水）まで

2 調査先及び調査概要

(1) 熊本県熊本市

協働のまちづくり施策について

「参画・協働のまちづくり」

市民活動団体等と行政との協働の取組や、市民活動団体から事業の提案を募り「事業計画書」「協定書」「契約書」を作成して事業を実施する「チャレンジ協働事業」の調査・研究。

(2) 熊本県宇土市

教育施策について

「小中連携教育」

義務教育9年間を前期（第1～4学年）、中期（第5～7学年）、後期（第8～9学年）の3段階に分け、児童生徒の発達段階に応じた教育課程・指導方法に関する研究開発の調査・研究。

(3) 鹿児島県鹿児島市

環境施策について

「かごしま環境未来館」

地球温暖化対策の具体的な実行計画として策定された「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」など、環境施策として展開している様々な事業の調査・研究。

3 参加委員

委員長	西原文隆
副委員長	かたくら洋
委員	大瀬康介
委員	加藤拓
委員	井上ノエミ
委員	西村孝幸
委員	加納進
委員	出羽邦夫

4 同行幹部職員

区民部長 青木 剛

5 調査概要

別紙のとおり

調査概要 【熊本市】

1 市の概要

熊本市は九州の中央、熊本県の西北部に位置し、金峰山を主峰とする複式火山帯と、これに連なる立田山等の台地からなり、東部は阿蘇外輪火山群によってできた丘陵地帯、南部は白川の三角州で形成された低平野からなっている。

市制施行当時は、面積 5.55 平方キロメートル、人口 4 万 2 千余人を数えるに過ぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成 20 年の富合町、22 年の城南町、植木町との合併をはじめとする市域の拡大等によって、現在は面積 389.54 平方キロメートル、人口約 73 万人にまで拡大し、平成 24 年 4 月には全国で 20 番目の政令指定都市へと移行した。平成 23 年 3 月の九州新幹線全線開業とこの政令指定都市移行による相乗効果により、九州中央の交流拠点都市として着実に発展している。政令指定都市移行後の新しいステージにふさわしいまちづくりとして、市が有する熊本城を中心とした歴史・文化、73 万市民の水道水源をすべて賄う地下水や森の都と称される豊かな緑、豊かな農水産物、さらには優れた医療環境や大学等の高等教育機関の充実など、熊本市の魅力や暮らしやすさに更に磨きをかけ、「九州ど真ん中！日本一暮らしやすい政令指定都市くまもと」の実現を目指している。

(参考／熊本市ホームページ)

2 調査事項

「協働のまちづくり施策について」

熊本市は、市民と行政がより良いパートナーとして、協力して日本一住みやすく暮らしやすいまちづくりに取り組むため、市民参画と協働によるまちづくりを推進している。平成 22 年に自治の基本理念や自治運営の基本原則を定めた「熊本市自治基本条例」を施行するとともに、その自治基本条例の理念を市政運営において具現化していくため、23 年に「市民参画と協働の推進条例」を策定し、チャレンジ協働事業をはじめとして、さまざまな参画・協働まちづくりに取り組んでいる。

(1) 参画・協働のまちづくり

ア 市民参画と協働の推進条例

(ア) 市民参画と協働の推進条例で目指す姿

市民が市政・まちづくりへ参画する機会を拡充し、市民活動団体（地域団体・ボランティア・NPO 団体）等と行政との協働の取組を推進する。

また、市民による公益的な活動（コミュニティ活動）を、市民と行政が互いに協力して支援する仕組みを盛り込むことにより、市民が主役の市政やまちづくりに取り組んでいく。

イ チャレンジ協働事業

(ア) 目的

市が抱える課題について、市民活動団体から事業の提案を募り、「事業計画書」「協定書」「契約書」を作成し事業を実施。

(イ) 実施方法

テーマに基づき、最も効果的と考えられる提案をした団体と行政が事業計画書、協定書、契約書を作成し事業を実施する。事業期間は協定締結日から年度末までとし、行政の負担額は 1 件あたり 50 万円以内とする。

3 主な質疑応答等

Q：現在、全国的に市民参画・協働に取り組んでいます。本区も同様に取り組んでいますが、まだ住民に制度のPRが十分にされていませんし、区民からどのような提案があるかも分かりません。熊本市では市でテーマを決めて、それを市民に提示して、それから応募があつて、決定して50万円を限度に補助をするということですが、テーマはどのように設定しているのでしょうか。

A：一つは団体からの自由な提案に基づいて市が協働していくという考え方があります。それはどのような提案ができるかも分からないし、提案に対して実際に市が協働できるかも分かりません。究極的にはそういったものに対しても何らかの自由な提案を求めて、協働していくことが目標になると思いますけれども、市も一足飛びに行くことは難しいということで、まず18年度は市が抱えている課題を一つ出して、それに対して団体の皆さんがどのような形でこれにかかわって協働で取り組んでいけるかということで、始めたところでございます。団体からの特異な提案に引っぱられないように気をつけなければいけませんし、まずはこちらでテーマを決めて団体から提案をいただいています。ただ、これを将来的に自由提案の形にするかどうかというのは検討課題でございます。ちなみに、熊本県が去年かおとしに自由提案方式で1年間だけ事業を行ったということですが、庁内でも、取りまとめる担当課がその提案された課題に対して所管課とやりとりをすると、その段階でいろいろな議論があつて非常に苦労したという話を聞いておりました、結果的には1年限りの事業で終わったということです。

Q：墨田区は自由提案ですが、行政がテーマを設定して、それについてみんなで考えるという方法も良いことだと思いますので、これからの参考にさせていただきたいと思います。

もう一つは、このような提案制度で本区も同じようなことを始めましたが、税金から交付するというのではなくて、このような運動に共鳴していただける企業や団体から少し協力していただけないかということで、今、区のほうで一生懸命対応していますが、たくさん集まっているというような話を聞いていません。そのあたりのご苦労はどうだったのでしょうか。

A：本市も墨田区と同じようなタイミング、内容で進めているところです。墨田区でも基金を創設されたということですが、全くそれと同じような発想で4月から基金を設置いたしました。つい先日、今年度分の補助事業の決定を行って、近日中に団体に通知を出して事業に入っていくというところです。これは基本的には寄付を財源にして行うということで、これまで4月から半年間で230万円ぐらいの寄付が集まったところです。

Q：1年間に二つのテーマということでしたから、それぞれ100万円が充てられるということでしょうか。

A：100万円の事業はチャレンジ協働事業ということで、これは一般財源を使った事業でございます。もう一つの基金を使って行う事業は、協働ではなくて団体が行いたい事業を申請してそれを支援するという形で、これは事業の分野はさまざまです。考え方といたしましては前年度に集まった寄付を翌年度の補助に充てるという形にしておりますが、基金ができたばかりなので、初年度の今年は基金創設時に1,000万円の積み立てを行っておりますので、その中から100万円を取り崩して今年の事業に充てています。

Q：今、チャレンジ協働事業について説明がありましたが、この資料を見る限り、提案はいただきますけれども、市の事業として行うわけですね。それで、事業主体は市で、あくまでも委託という形で行っていただくわけですね。補助金や助成金ではなくて、委託料ということになるのでしょうか。

A：そうです。

Q：自治基本条例については最後に見直し規定もございますが、政令市になって見直しの考えもあろうかと思うんです。この自治基本条例のパンフレットを見ると所管が市民協働課になっていますが、この自治基本条例の所管課は当初から市民協働課だったのでしょか。これは市の最高規範ですから、一般的には企画経営部などがからむのではないのかなと思いますが、条例を制定するときの事務局も市民協働課だったのでしょか。

A：最初の平成15年当時は市長室という企画部門で検討していましたが、同じ頃に市民協働課ができました。その後、平成19年に市民生活局に移管されて、引き続き条例の検討を行ってきたという経緯です。

Q：その上で、この自治基本条例は市の最高規範でしょうから、これにぶら下がる条例としてこの「熊本市市民参画と協働の推進条例」があると思いますが、それ以外にぶら下がる条例はできたのでしょうか。議会基本条例とか。住民投票も規定されています。また、自治基本条例には議会の権限や役割や責務などが規定されていますが、市民参画と協働の推進条例には議会のことが全くでてこない。これについて議会はどのような意見を持っているのかお聞きしたいのと、市長等という表現があるのでその中に議会が入っているのかと思ったら、解説を見ても入っていないですね。議会がどのような認識や意見を持っているのかということを知りたいと思います。特に意見はないんでしょうか。

Q：本区でも問題になったというほどではないんですが、区議会はどういうところでどのように意見が言えるのか、関わりをもつのかははっきりしていないんです。

A：条例から派生したものとしては、オンブズマン制度です。自治基本条例第23条に公的オンブズマンが規定されていまして、これに基づいてオンブズマンの制度設計に入って、オンブズマン条例が制定され、23年から設置したところです。ぶら下がる条例ということですが、自治基本条例は最高規範ですので、その下にすべての条例、規則があるという形になっています。それをどのように体系付けるかというお話ですが、それぞれ個別の条例、規則、要綱を制定する際には、自治基本条例と矛盾しないか、抵触しないかということ、市民協働課と法制室の両方でチェックしていくという形になっています。実態としては横並びの関係ですが、そのようなことで最高規範としての位置付けを担保しています。

Q：条例の見直しという条項がありますが、見直しは25年度中に行うということですか。

A：25年度に見直しを行いますので、今年の自治推進委員会の中でどのような項目を見直すのか検討をいただいています。年度内にその部分についての答申をいただいて、来年度改正の手続をしたいと考えています。

また、推進条例の中に議会に関する規定がないということですが、特に議会の中で規定がないことについての議論はありませんでした。

Q：議案は修正などなく、原案どおり可決されたということですか。

A：修正はありませんでした。

Q：わくわく基金はどちらかという団体からの目線の提案事業で、もう一つチャレンジ協働事業は行政からの課題解決ということで、二つの方向からの協働事業を行っている。チャレンジ協働事業は行政の事業として委託して行われるわけですが、現在のところ2事業ずつ行っているというお話でした。このような事業は各課で調整して選ばれると思いますが、希望が年々増えたりした場合、そういうことを庁内でどのように調整しているのかお伺いします。

もう一点はそういう場合に、募集するからには受け皿となっていていただく団体が必要で

すが、そういった土壌はできているのでしょうか。

最後に、行政の事業ということを考えると、例えばチャレンジ事業として行った事業がうまくいって、これを引き続き行っていくような必要があった場合に、継続性という観点から今後どのように展開していくのかという点についてお伺いいたします。

A：庁内全体に募集をいたしますと、以前は三つ、四つ提案がありましたが、昨年度は政令指定都市への移行もあり、全体的にそれどころではないということで、やっと二つの提案が出てきました。職員も「予算が削られたからやってみようか」という部分が見え隠れしてしまっていて、職員に対しても協働に合う事業ですとか、課題があるが、行政だけでは解決策が見つけれないという視点でNPOに協働を求めるような事業にはどんなものがあるのかということについて、職員のスキルアップの研修の中で力を入れ始めたところですよ。

受け皿については、市民活動支援センター・あいぽーとの登録団体が約430団体、それ以外にもNPO法人が200法人ぐらいありまして、あいぽーとを拠点として情報を収集したり発信したりしています。担当課としてテーマを出すときには、ある程度こういう団体が相手方にいるのではないかとというようなことを把握しているようです。

継続性の部分ですけれども、昨年度の事業の中で市民エコリーダーの育成があります。これは行政としては大人向けのエコリーダーをイメージしていたんですが、団体から子どもたちを育成することで大人たちも育成されるのではないかとという提案があり、ちょっと違った視点でしたが、これは良いということで今年予算要求をして新たに取り組んでいます。あとはNPO法人にシフトチェンジをして、NPO法人で取り組んでいく事業もございます。ただ、3、4年たつと事業が停滞してしまいますので、今後の課題となっています。

Q：チャレンジ協働事業というのはとてもすばらしいことだと思います。このような事業を行っていておもしろいなと思うのは、例えば「野良猫から地域猫へ、地域における課題への取り組み」ですが、都心でも地域猫というのはいるわけですよ。熊本市あたりではもっといるんだと思います。これだけの費用で対応していくのは大変だろうと感じたんですけれども、こうしたことを持ち出しでやっていらっしゃる方も多いです。そういう方々をどのように励ましていったらよいのかということ、どのように考えられたのでしょうか。

A：行政職員も協働事業を進める上で視点が違うものですから、ぶつかり合いもします。何回も話し合いを重ねることで、壁を乗り越えるのですが、行政職員も頑張ることで相手からの信頼を得ています。皆さん手弁当で行っていますが、お互いがお互いを認め合うことで、成果が現れたときお互いに喜びがあるということをお伺いしております。

Q：そのような評価制度を用意する予定はありませんか。

A：成果報告会のときに委員の人たちに評価はしていただきますけれども、その後については特段ありません。成果報告会でコメントをいただくぐらいで、それを踏まえて次に展開していくような仕組みができているわけではありません。

Q：今回九州に来て、まことに活気があるので驚きました。人口が70万人を超えて政令指定都市になって、ますます発展するのではないかと思います。

条例の中にオンブズマン制度がありますが、私も会派はオンブズマンです。オンブズマン制度はよく分かっていますが、私どものオンブズマン活動は苦情がものすごく多いわけですよ。やはり、苦情にこたえるためには、それなりに専門のスキルを持っている人がいないとだめなので、その辺はどのように対処しているのでしょうか。

A：オンブズマンは二人いますよ、弁護士と大学の法学部の教授です。それを補助する調査員がいますよ、こちらは囑託になります。

Q：相談の内容は何が多いのでしょうか。

A：部局で言いますと、都市建設関係、健康福祉関係の相談が多いです。職員の懲戒処分もあります。

Q：本区の場合は都心で狭いせいか近隣トラブルが多いです。最終的には法律的な判断で解決させるしかありませんけれども、熊本市も弁護士がいらっしゃるんですね。

Q：先ほど参画の手法ですとか協働についての説明をしていただきました。市政にはどうしても町会や自治会の協力が必要だと思うんですが、この参画や協働の相手は町会や自治会が占める割合が多いんですか。そして、この件数はどのようにカウントされているのでしょうか。

A：この件数は、相手方と協働した件数というよりは、事業の中のこの取組が協働に該当するというような形でカウントしたもので、例えば情報提供というものも協働の一つということで件数にカウントしています。

Q：事業協力ですとか、そういう情報提供も相手方は自治会や町会が多いんですか。

A：割合としては自治会や町会が多いです。

以上

調査概要 【宇土市】

1 市の概要

宇土市は熊本県のほぼ中央にあたり、有明海と不知火海を二分する宇土半島の基部に位置し、県の交通の要所として古くから発展を遂げ九州縦貫自動車道 I C も至近距離にある。市東部の桜の名所で知られる立岡池、また原生林に囲まれ毎年マンドリンコンサートが開かれる住吉自然公園や日本の渚百選に選ばれた砂干潟が有明海に面している。温暖な気候風土に恵まれ、半島沿いに東西 24.8 キロメートル、南北に 7.6 キロメートルの細長い地形で、県都熊本市から南に約 15 キロメートルに位置する。

行政施策としては、恵まれた自然や歴史、文化を後世に引継ぎ生活者の視点に立って施策を進めるため、新世紀における市の将来像に「心ゆたかな環境創造の宇土市」を掲げ、総合計画をスタートさせた。また、学校・家庭・地域が連携し市民一丸となって教育の充実発展に取り組むために「宇土市教育立市プラン」を策定し、子どもたちの生きる力を育む教育、郷土の文化、歴史、人のすばらしさを再認識できる教育環境、生涯教育のまちづくりに向けた施策を展開している。

(参考/地方公共団体総覧ほか)

2 調査事項

「教育施策について」

宇土市は、平成 17 年度から 22 年度まで文部科学省の研究開発学校（小中一貫教育）として「網田小・中学校」が指定を受け、義務教育 9 年間で前期（第 1～4 学年）、中期（第 5～7 学年）、後期（第 8～9 学年）の 3 段階に分け、児童生徒の発達段階に応じた教育課程・指導方法に関する研究開発に取り組んできた。現在は、その研究成果に基づき小中連携教育に取り組んでいる。

(1) 小中連携教育

ア 「小中一貫キャリア教育」研究開発の目的

自立心と豊かな人間性をはぐくむための、児童生徒の発達段階に応じた小中学校の一貫した教育課程・指導方法に関する研究開発

イ 研究開発の内容

(ア) 発達段階に即した学年区分の見直し（4・3・2 制への移行）

a 学年区分ごとの重点事項

学校教育の 9 年間で、前期（第 1～4 学年）、中期（第 5～7 学年）、後期（第 8～9 学年）の 3 段階に区分し、指導方法や内容について、段階ごとの重点事項を明確にした取組を行った。

b 小中学校のスムーズな接続を図るための「つなぎの時期」の教育課程

小中学校間をスムーズに接続するために、中期の指導に重点を置き、学力向上はもとより、自尊感情や自己肯定感などの自己有用感や中学校生活への安心感・意欲を高めるために、小中学校の教師が連携して授業を行った。

(イ) 確かな学力を高める指導方法の工夫

a 段階ごとに重点化した指導の工夫

義務教育 9 年間で児童生徒の認知・思考面や情緒の発達面から 3 段階に分け、さらに、確かな学力をはぐくむため段階ごとの取組の重点を設定し、一貫性のある取組を行った。

b 小中学校共通の授業づくり

- ・ T T（チームティーチング）や少人数指導の充実
- ・ 話し合い活動の充実
- ・ キャリア教育の視点を取り入れた既存の各教科等における実践

(ウ) キャリア発達に関する8能力をはぐくむ新設教科の実践

- a 人との関わり体験科
- b 創造表現科
- c そろばんの時間

ウ 平成23年度からの研究

(ア)「4・3・2制」を継続し、各段階における重点事項を定めた、一貫した教育課程と指導方法の工夫

(イ)「キャリア教育の推進」を大きな柱として、「知」「徳」「体」のバランスのとれた児童生徒を育成するための授業創造

3 主な質疑応答等

Q：市内には、いくつの小学校、中学校がありますか。

また、網田小学校・中学校の小中連携教育は施設一体型ですか。

A：中学校が3校、小学校が7校です。

網田小学校・中学校は施設分離型です。国道57号線をはさんで中学校と小学校がありまして、歩いて15分ぐらいの距離です。

Q：本区も小中連携教育について理解を深めていかなければなりません。網田市は施設分離型ですので、大変参考になると思います。

そろばんは、いろいろな意味で大変有効な手段だと思いましたが、「そろばんの時間」を研究開発に入れたきっかけは何ですか。

A：研究開発に当たって何か一つ特色が必要ということで、「読み、書き、そろばん」のそろばんを取り入れました。子どもたちからすれば、おじいちゃん、おばあちゃんの世代になりますが、網田地区が「そろばん王国」と呼ばれていた時代があります。そういった歴史からも、そろばんを取り入れました。目玉事業というわけではありませんが、そういった内容で文部科学省に申請しました。

Q：このように先生方が一生懸命努力されても、少子化の流れがものすごいです。学校教育の中で少子化について何か対策をとっていますか。

また、非常に素晴らしい取組をされていますが、今、社会で一番要求されているのが、問題解決力なんです。例えば、いじめなどの問題が起きたときに、まわりでフォローすることも必要ですけれども、自分で解決させる力も必要ですし、今後、社会に出て問題に直面したときに対応できる力を身につけなければなりません、何か対応していますか。

A：少子化への対応については、学校教育だけではなかなか難しいところがあります。魅力ある学校に通わせたいという願いはありますが、現実問題として、両親の勤務地が宇土市の中心部であったり、熊本市内やその周辺ということがあり、特に就学前の子どもたちをお持ちの方々は、網田からそこに通うとなると30分以上かかるわけです。そういう理由で宇土市内の中心部に引越しをするというような状況です。ただ、子どもが高学年になって網田に戻ってくる家庭も、年に数件あります。

また、ソリューション能力についてですが、キャリア教育の現在の枠組みが少し変わっていますけれども、課題解決能力が「キャリア発達に関する8能力」の中にあります。そこを目指して「人との関わり体験科」で地域の多くの方々に接しながら、地域の現実を学んでいく、その中で課題解決能力を養っていきたいと思います。

Q：問題解決の一番のいいヒントになるのは、例えば郷土の偉人がいて、どういう過程を経ていったかということを知ること、そして郷土愛だと思います。

A：地域教材としては「人との関わり体験科」を各学年に取り入れています。例えば、5年生の米作り体験です。米作り体験の場合は、海岸沿いですので、埋立地で作物を作っている方々のお話を伺ったりしています。また、今のり栽培に取り組んでいるところが随分あります。

のりの養殖でも、自然との関係やどのように生産性をあげるかというところがあります。のり栽培は実際に海に入っただけの体験はできませんが、そういう栽培に取り組んでおられる方の話を聞いたり、工場に行って作業を手伝わせていただいたり、そのような地域教材を取り入れた教育を行ってきまして、現在は総合的な学習の時間の中で引き続き行っています。

Q：現在、教員を加配されているというお話でしたが、その財源はどこから出ているのでしょうか。

A：宇土市教育立市プランの中で、10月1日が教育の日に定められています。そこで5年間、プランの中で市独自の財源で非常勤講師を雇用しました。熊本県からの加配措置は小中連携の部分のみです。

Q：平成17年から実施していますので、当時1年生だった児童は今、9年生になっています。評価するにあたってコミュニケーション能力などの計量的な評価は難しいと思います。そのような評価しづらい部分をどのように総括していますか。また、研究紀要の5ページに個人カルテの活用とあります。本区でも個人学習プロフィールという名称で、生徒一人ひとりのデータを作って、担任が変わっても引き継げるようになっていますが、この個人カルテは具体的にどのような内容になっているのでしょうか。

A：8能力を調査するためのアンケートとして、子どもたちに自分の表現力がどう高まったか、どれくらい発言できるようになったかというような項目があるので、それに頼るしかありません。それから教師が以前と比べてどのように感じるか、今のところそれしかありません。また、いろいろと学校外の発表する場に出られるようにしています。スピーチもありますし、英語に関しても英語暗唱大会が地区や県で行われていますが、現在は5年連続最優秀賞を取っています。そういうように以前に比べると外に出ていく機会が多くなったと思います。ものおじしなくなりました。それから、最近は職場体験や職場訪問の際には事業所の方に、子どもたちの働きぶりや表現力、あいさつなどがどうであったかアンケートをお願いしていますが、経年比較できるほどのデータはありません。

個人カルテは各教科によって持っている材料が違いますが、毎時間の授業の評価であったり、テストの結果などを各教科で蓄積しています。また、どのような学習をしてきたのか記録して、「以前と比べて文章が増えた」、「表現の語いが増えた」など、そのような評価も併せて行っていますが、個人カルテはこのようなものと出せるようなものはありません。

Q：英語の学力は相当上がったのではないのでしょうか。英会話ぐらいだったら、すらすら言えるのではないですか。

A：AT（アシスタントティーチャー）が週に1回来ますが、ものおじしないで話していますし、修学旅行先の駅で一緒になった韓国人の方と英語で会話をしたという話を聞いたりしています。

Q：墨田区では学力の二極化が言われていますが、そのようなことは起きていませんか。

A：それはないです。

Q：1年生から4年生の間に行っている、習熟度別少人数学習の内容を教えてください。

A：1年生から4年生に限らず、5・6年生、必要があれば中学校で習熟度別を単元別に行っています。もともと少人数のクラスですが、少人数に分けることで一人の子どもの実態を把握して、それに合った教材を準備したりしています。低学年はそれほど差がつかみませんが、小さいうちからそのような手立てをとっていくことで底上げができるなど、細かな対応ができるので、二極化につながっていないのではないのでしょうか。

Q：宇土市には小学校7校、中学校3校がありますが、網田小・中学校でこのような先進的な取組を行っているということで、ほかの地域での反応はいかがでしょう。

A：網田の例から、今年度ほかの地域でも学校運営協議会を立ち上げています。一つの小学校に対して一つの中学校であれば連携がスムーズに行くんですが、二つ、三つ、四つになってくるとなかなか難しいところもあります。しかし、網田の例も見ながら、複数でもできるのではないかとということで機運が高まっておりまして、今、構築中でございます。

Q：小中連携教育ということですが、9年間の間に転入してきた子どもに対しての対応はスムーズに行くのでしょうか。また、新しい取組はされていますが、従来からの科目について何か工夫はされていますか。

A：転入生でとまどうのはそろばんぐらいです。5年生が転入してきた場合、3年生からそろばんをやっていますので、個別指導をしたり、それぞれが目標の級を定めて、そこに向かって頑張っています。したがって、途中で転入したからといって、その児童が劣等感を感じることもありませんし、昼休みや給食の準備中に個別に指導したりしてカバーしています。

従来からの教科の指導方法については、言語活動の充実が新しい学習指導要領の中に入ってきましたが、以前から、話し合い活動ということで、全教科で教師が一方的にしゃべって教えるのではなくて、子どもたちがまず自分で考えて、隣の人と意見を交換する、また4人ぐらいのグループの中で伝え合いをするという指導課程を、どの教科でも位置付けています。どうして話し合いをするのか、伝え合いをするのか、そこからどこに発展するのかということをはっきりと持って、そこを共通の実践項目としてすべての教科で取り組んでいます。表現活動におけるスピーチの活動で、子どもたちが得たノウハウやスキルをほかの教科でも使うということです。つまり、音楽であっても美術であっても同じです。

また、そろばんの講師が現在9名おりますが、かなり高齢であったり、遠くに住んでいたりして人材の確保が非常に厳しい状況です。そろばんは、向上心や集中力を養うのに非常に役立っていますけれども、成果としてどこまで、どの教科に表れているのか分かりませんが、相対的に児童・生徒の向上心や学力にも少しは影響しているのではないかと思います。

Q：小・中学校で一つのコミュニティスクールというのはめずらしいのではないのでしょうか。資料に「教育の里」とありますが、これはどのような組織なのでしょう。

A：地域の任意団体で、学校に対する理解を深めたいということから、地域の有志の方々に「網田教育の里推進会議」を立ち上げられまして、昨年が10周年でした。保護者の方も何人かいらっしやいます。

Q：墨田区では今、食育を推進しています。食育を究極的に突き詰めていくと産地です。今、いろいろな物が入ってきて、子どもたちが何を食べているのかよく分からない状況です。感受性などを含めて総合的に進めていく必要があると思いますが、食育についてはどのような対応をされていますか。

A：食育については給食を全校で実施していますので、地場の野菜などをなるべく取り入れるようにはしていますが、時期的、量的な問題もあって、できる範囲内で対応しています。

網田地域で一番盛んなのはのりでございますので、給食に取り入れるようにしたいと思っています。地場産業を活性化できるような食育がどこまでできるかというのを考えています。食育を意識しているということではないんですが、のりができる時期やみかんができる時期になりますと、子どもたちに食べさせてくださいと、地域の方から学校に箱やコンテナで届いたりします。

Q：教員の加配の話の中で、市の発展の目標に教育の問題を据えているという話がありましたが、何かきっかけやベースになる考え方はあるのでしょうか。

A：もともこの地域は城下町です。交通の要所でもあって武士の子どもや町民の子どもを交えた寺子屋がありました。このように身分に関係なく教育を行っていたということが、この地域を発展させる要因ではなかったかと思えます。そして、現在の市長も、地場産業を育てるにしても人材が大事であり、教育こそがやはり市を発展させる源であるということに頑張

っています。

加配については経費がかかりますけれども、できる範囲内で行おうということで、市費単独で対応しています。

以上

調査概要 【鹿児島市】

1 市の概要

鹿児島市は九州の南端鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、鹿児島湾をはさみ、海を隔てた桜島を含んだ東西約 33 キロメートル、南北約 51 キロメートルの風光明媚な都市である。市街地は鹿児島湾に流入している甲突川など 7 つの中小河川により形成された小平野部にあり、その周辺には海拔 100 メートルから 300 メートルの丘陵地帯（シラス台地）となっている。

平成 8 年に中核市へ移行し、よりきめ細やかな市民サービスの提供と個性豊かな魅力あふれるまちづくりを積極的に進め、現在は人口 60 万人を擁する県都として、また政治・経済・社会・文化等高次の都市機能が集積した日本の南の拠点都市として着実な発展を続けている。

行政施策においては、市民一人ひとりが生き生きと輝き、人・もの・情報の多彩な交流でにぎわう元気な都市を築き、そこで生まれる市の個性を愛着と誇りをもって国内外に発信する鹿児島市を創造するため、市の都市像を「人とまち 個性が輝く 元気都市・かごしま」とし、その実現に向けて諸施策を推進している。

(参考／地方公共団体総覧)

2 調査事項

「環境施策について」

鹿児島市は、本年 3 月に地球温暖化対策の具体的な実行計画として「鹿児島市地球温暖化対策アクションプラン」を策定するなど、さまざまな環境施策を展開している。かごしま環境未来館は平成 20 年に整備された施設で、環境意識の高揚、環境保全活動の意欲の増進などを図るため、参加・体験型の環境学習やリサイクル活動などのさまざまな事業を展開している。

(1) かごしま環境未来館

ア 設置目的

市民及び事業者が環境について関心や理解を深め、日常生活や事業活動において自発的に環境保全活動を実践するとともに、その活動の輪を広げていくことを促進するため。

イ 施設概要

敷地面積：10,162.44 平方メートル

延床面積：2,992.52 平方メートル

構造：鉄筋コンクリート造 2階建

施設：(1階) 展示学習ゾーン、リユース・リサイクルショップ、リサイクル工房など

(2階) 多目的ホール、研修室、活動支援室

ウ 建物の理念

(ア) 緑の大地 「緑の創出」

(イ) 自然との共生 「自然の恵みを最大限に活用」

エ 運営の基本方針

(ア) パートナリシップで人と人がつながり、楽しみながら学び交流・参加する。

(イ) 行動する人づくりやしくみづくりを市民等との協働で進め、その成果を発信する。

(ウ) 環境に配慮した生活や行動に踏み出すことを支援する。

(エ) 環境保全活動に主体的に取り組む人材を育成する。

オ 来館者数

平成 23 年度 127,301 人 (409 団体)

3 主な質疑応答等

質疑省略